

1. 製品及び会社情報

製品名	:防湿コーティング剤:BS-C20B, BS-C2005		
会社名	:太洋電機産業株式会社	担当部門	:技術部
住所	:〒720-0092 広島県福山市山手町 2-16-8		
電話番号	:084-951-1512	FAX 番号	:084-951-9531
推奨用途	:基板の防湿用	E-mail	: info@goot.co.jp
作成	:2023 年 1 月 20 日	改訂	:****年*月 *日

2 危険有害性の要約

GHS 分類

〈物理化学的危険性〉

引火性液体 :区分 2

〈健康に対する有害性〉

急性毒性(吸入:蒸気) :区分 4

皮膚腐食性/刺激性 :区分 2(皮膚刺激性)

目に対する重篤な損傷性/眼刺激性 :区分 1(眼に対する重篤な損傷性)

生殖毒性 :区分 1A

生殖毒性 :授乳に対するまたは授乳を介した影響

特定標的臓器毒性(単回ばく露) :区分 1(中枢神経系)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) :区分 3(麻酔作用、気道刺激性)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) :区分 1(中枢神経系、腎臓)

誤えん有害性 :区分 1

〈環境に対する有害性〉

水生環境有害性 短期(急性) :区分 2

水生環境有害性 長期(慢性) :区分 3

上記 GHS 分類で区分の記載がない危険有害性項目は、区分に該当しない又は分類できない

GHS ラベル要素

〈絵記号〉



〈注意喚起語〉

・危険

〈危険有害性情報〉

- ・引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
- ・吸入すると有害 (H332)
- ・皮膚刺激 (H315)
- ・重篤な眼の損傷 (H318)
- ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い (H360)
- ・授乳中の子に害を及ぼすおそれ (H362)
- ・臓器(中枢神経系)の障害 (H370)
- ・呼吸器へ刺激のおそれ (H335)
- ・眠気及びめまいのおそれ (H336)
- ・長期にわたる、又は反復暴露による臓器、(中枢神経系、腎臓)の障害 (H372)
- ・飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ (H304)
- ・水生生物に毒性 (H401)
- ・長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

〈注意書き〉

【安全対策】

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

- ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
- ・容器を密閉しておくこと。(P233)
- ・容器を接地しアースをとること。(P240)
- ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
- ・火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
- ・静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
- ・屋外又は換気のよい場所でだけ使用すること。(P271)
- ・取り扱い後は手をよく洗うこと。(P264)
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
- ・妊娠中／授乳期中は接触を避けること。(P263)
- ・この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。(P270)
- ・環境への放出を避けること。(P273)

【応急処置】

- ・火災の場合 : 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
- ・吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- ・気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
- ・皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
- ・皮膚又は髪に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多量の水で洗うこと。
(P303+P361+P353)
- ・皮膚刺激が生じた場合 : 医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
- ・飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
- ・無理に吐かせないこと。(P331)
- ・眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ・直ちに医師に連絡すること。(P310)
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師に連絡すること。(P308+P311)
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
- ・気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)

【保管】

- ・換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
- ・換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
- ・施錠して保管すること。(P405)

【廃棄】

- ・内容物／容器を現地／地域／国／国際法律に従って処理すること。(P501)

(H, P+数字): JIS Z 7253 規格の危険有害性情報コード

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別		: 混合物			
化学名又は一般名		: コーティング剤			
組成物質名	濃度又は濃度範囲 (重量%)	化学式又は構造式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法	安衛法	
トルエン	76%※	$C_6H_5CH_3$	3-2	---	108-88-3
イソブチルアルコール	3-10%	$(CH_3)_2CHCH_2OH$	2-3049	---	78-83-1
シリコーン	20-30%	非公開	非公開	非公開	非公開

※PRTR 法第一指定化学物質 トルエン(70-80%)

4. 応急処置

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。必要に応じて酸素吸

皮膚に付着した場合	入または人工呼吸を行う。物質を吸入した場合、マウスツーマウス蘇生法を行ってはならない。 一方向弁付き携帯マスクまたは適切な呼吸医療機器を使用して人工呼吸を行う。 気分が悪いときは医師に連絡すること。 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水と石鹸で洗うこと。 皮膚刺激性が生じた場合は、医師の診察、手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で15分以上洗浄すること。コンタクトレンズをしていて容易に取り外せる場合は取り外す。その後も洗浄を続けること。刺激が強まったり続く場合には医師の手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。嘔吐させないこと。もし嘔吐が起こったら、胃の嘔吐物が肺に入らないよう頭部を下げる。直ちに医師の手当てを受けること。
応急処置をする者の保護に必要な注意事項	ばく露又はその懸念がある場合は医師の診察／手当てを受けること。医療スタッフに物質が何であるかを伝え、自身の保護措置にも気をつけさせる。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素。
使ってはならない消火剤	棒状水(火災が激しくなったり飛び火したりするので、使用してはならない。)
火災時の特有の危険有害性	加熱および火災により有害な蒸気／ガスが生成されることがある。 引火性の高い液体及び蒸気。
特有の消火方法	火災、爆発の場合、ヒュームを吸入してはならない。危険でなければ、火災区域から容器を移動させる。流出水は環境に有害性の懸念あり。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防処置	消火作業の際は、防火衣、ヘルメット、手袋、ゴムブーツを含む標準的な防護衣、自給式呼吸器(SCBA)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	関係者以外の立ち入りを禁止する。 漏洩物に触ったり、踏んだりしない。 直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 作業の際には適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 閉鎖された場所に入るときは事前に換気を行う。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び 機材	安全を確認してから、流出防止の措置を取る。環境への放出を避けること。 全ての着火源を取り除く(その場での喫煙、炎、スパークまたは火災は禁止)。可燃性物質(木材、紙、油など)を漏洩物から遠ざける。 少量の場合、漏洩物は、布等の吸収材で拭き取りとる。残った汚染を除去するために床をよく清掃すること。 大量の場合、危険を伴わずに出来る場合には、物質の流れを止める。可能な場合は漏出物が広がるのを防止すること。プラスチックのシートで覆い、拡散を防止する。バーミキュライト、砂、土などの不燃性材料を用いて製品を吸収し、廃棄のため容器に収める。水路、下水道、地下または密閉された場所へ流入を防ぐ。 元の容器に回収して再使用することは絶対に避けること。
二次災害の防止策	全ての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

【取扱い】	
技術的対策	製品を取り扱う時使用する全ての装置は、接地しておく。 火花を発生させない工具及び防爆型装置を使用する。 蒸気は、空気と混合し、爆発性混合物を生成することがある。屋外又は換気のよい場所でのみ使用すること。
安全取扱注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源の近くでの取り扱い、保管、開封をしてはならない。 直射日光に当てないようにする。 静電気の放電防止策を施す。

接触回避 衛生対策	:禁煙。
	:眼、皮膚、衣類への接触を避ける。
	:使用中は飲食や喫煙をしないこと。
	:ミストまたは蒸気を吸入しないこと。
	:妊娠中または授乳中の女性はこの製品を取り扱ってはならない。
	:長時間の暴露を避けること。
	:取り扱い後はよく手を洗うこと。
	:環境への放出を避けること。
	:排水路に流してはならない。
	:「10安定性及び反応性」を参照。
	:使用中は飲食や喫煙をしない。休憩前や製品取扱い直後は手をよく洗う。適切な産業衛生および安全対策のもとに取扱う。
【保管】	
安全な保管条件	:熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。
	:「10安定性及び反応性」に記載の混触危険物質と接触並びに同一場所での保管を避ける。
	:容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
	:容器は直射日光が入らない、涼しく乾燥した場所で保管すること。
安全な容器包装材料	:施錠して保管すること。
	:元の容器で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	:トルエン 20ppm	イソブチルアルコール 50ppm
許容濃度	:日本産業衛生学会 トルエン 50ppm、188 mg/m ³ (皮) ^{※1} イソブチルアルコール 50ppm、150 mg/m ³	
	(皮) ^{※1} :経皮的に吸収される量が全身への健康影響または吸収量からみて無視できない程度に達することがあると考えられる物質である。許容濃度は、経皮吸収がないことを前提として提案されている数値。	
	:ACGIH(TLV-TWA) トルエン 20ppm (TLV-TWA) イソブチルアルコール 50ppm 152mg/m ³	
設備対策	:防爆型の全体及び局所排気型換気装置を設置すること。 :この物質を取扱う作業場には洗眼設備を設置する。	
保護具		
【呼吸用保護具】	:作業者が、管理濃度、許容濃度を上回る濃度にさらされる場合には、適切な認定を受けたマスクを着用する必要がある。 適切な呼吸用保護具を着用すること。	
【手の保護具】	:適切な保護手袋着用すること。	
【眼、顔面の保護具】	:適切な眼の保護具を着用すること。保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)。 :適切な顔面用保護具を着用すること。	
【皮膚及び身体の保護具】	:適切な保護衣、顔面用保護具を着用すること。	

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	
物理状態、色	:無色透明液体
臭い	:溶剤臭
沸点又は初留点及び沸点範囲	:108℃ (イノブチルアルコール)
可燃性	:引火性の高い液体
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	:下限 1.4vol% 上限 6.7vol% (トルエン)
引火点	:5℃(密閉式)
自然発火点	:>300℃
分解温度	:データなし
pH	:測定不可(水溶解性を参照すること)
動粘性率又は粘度	:18mPa・s(25℃)
溶解度	:水に不溶

n-オクタノール／水分配係数(log 値)	: 該当しない
蒸気圧	: 1.1kPa(20°C) (イソブチルアルコール)
密度及び／又は相対密度	: 0.92(25°C)
相対ガス密度	: 3.1(空気=1.0) (トルエン)
粒子特性	: 該当しない
蒸発速度	: >1(酢酸ブチル=1.0)

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の使用、保管、輸送条件下で起こる既知の危険な反応はない。安定。
化学的安定性	: 通常の条件では安定。
危険有害反応可能性	: 危険な重合は起こらない。
避けるべき条件	: 混触危険物質との接触
混触危険物質	: 強酸化剤。
危険有害な分解生成物	: 加熱又は燃焼により次の分解生成物を発生する可能性がある。 一酸化炭素、二酸化炭素等の酸化炭素類、不完全燃焼により生成する微量の炭素化合物。 二酸化珪素。ホルムアルデヒド。

11. 有害性情報

急性毒性(経口)	: 区分に該当しない
急性毒性(経皮)	: 区分に該当しない
急性毒性(吸入: 気体)	: 区分に該当しない(分類対象外)
急性毒性(吸入: 蒸気)	: 区分 4 ・トルエン マウス LC50: 4,000 ppm 4hr PATTY (5th, 2001) → 区分 4 ・イソブチルアルコール ラット LC50: 6,336 ppm (192 mg/L) 4hr (EHC 65 (1987), SIDS (2005) → 区分 4 両物質とも LC50 値が飽和蒸気圧濃度の 90%より低いいため、ミストがほとんど混在しないものとして、ppm を単位とする基準値を適用。
急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	: データ不足のため分類できない
皮膚腐食性／刺激性	: 区分 2(皮膚刺激性)の濃度合計が 10%以上のため、区分 2(皮膚刺激性)とした。 (トルエン) (イソブチルアルコール)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 区分 1(眼に対する重篤な損傷性)の濃度合計が 3%以上のため、区分 1(眼に対する重篤な損傷性)とした。(イソブチルアルコール)
呼吸器感作性	: データ不足のため分類できない
皮膚感作性	: データ不足のため分類できない
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない
発がん性	: データ不足のため分類できない
生殖毒性	: 区分 1A の濃度合計が 0.3%以上のため、区分 1A とした。(トルエン) 追加区分: 授乳に対するまたは授乳を介した影響。(トルエン)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 1(中枢神経系) の濃度合計が 10%以上のため区分 1(中枢神経系) とした。 (トルエン) : 区分 3(麻酔作用、気道刺激性)の濃度合計が 20%以上のため区分 3(麻酔作用、気道刺激性)とした。(トルエン) (イソブチルアルコール)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分 1(中枢神経系、腎臓)の濃度合計が 10%以上のため、区分 1(中枢神経系、腎臓)とした。(トルエン)
誤えん有害性	: 区分 1 の成分の動粘性率が 205mm ² /S 以下で濃度合計が 10%以上のため区分 1 とした。(トルエン)

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期 (急性)	: 区分 2 の濃度合計が 25%以上のため、区分 2 とした。(トルエン)
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 区分 3 の濃度合計が 25%以上のため、区分 3 とした。(トルエン)
残留性・分解性	: データなし
生態蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: モントリオール議定書に規制されている物質を含まない。分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理をおこなっている場合にはそこに委託して処理する。焼却処理する場合、シリカの微粉が生成されるため適切な設備で焼却を行う。また、必要に応じて防塵マスク等の保護具を着用すること。
汚染容器及び包装	: 関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	
国際規則	: 海上輸送は国際海事機関(IMO)及び航空輸送は国際民間航空機関(ICAO)/国際航空運送協会(IATA)の規定に従う。
国連番号	: 1866
品名	: 樹脂液(英語名: RESIN SOLUTION flammable)
国連分類(危険有害性の分類)	: 3
容器等級	: II
海洋汚染物質(該当・非該当)	: 非該当
MARPOL73/78 附属書Ⅱ及び	: 非該当
BCコードによるばら積み輸送される液体物質(該当・非該当)	
ユーザーに対する特別な予防措置	: 取り扱い前に、安全上の注意、SDS 及び緊急時の手順をお読みください。
国内規制	
陸上規制情報	: 消防法、道路法に従う。
海上規制情報	: 船舶安全法に従う。
航空規制情報	: 航空法に従う。
特別の安全対策	: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないよう積載すること。 : 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺をおこなないように運搬すること。 : 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると、共に、もよりの消防機関その他関係機関へ通報すること。 : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 : 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 : 重量物を上積みしない。
緊急時応急措置指針(容器イエローカード番号)	: 128

15. 適用法令

労働安全衛生法	: 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号) : 第二種有機溶剤等 (施行令別表第6の2、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) : 名称等を表示／通知すべき危険物及び有害物(トルエン)(イソブチルアルコール) (施行令第18条、第18条の2、別表第9) : 作業環境評価基準(管理濃度告示物質) (法第65条の2、作業環境評価基準(労働省告示別表))
毒物及び劇物取締法	: 非該当(トルエンは原体のみ「劇物」。本製品は非該当)
労働基準法	: 非該当(トルエンは単体のみ「疾病化学物質」。本製品は非該当)
化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律 (化審法)	: 優先評価化学物質 (トルエン) (法第2条第5項、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称の公示について(厚生労働省・経済産業省・環境省 告示第七号(平成23年4月1日))
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	: 第一種指定化学物質 (トルエン) (法第2条第2項、施行令第1条別表第1) (2023年4月1日以降もトルエンのみ第一種指定化学物質)

消防法	:第4類引火性液体、第1石油類(非水溶性液体) 指定数量 200L 危険等級Ⅱ((法第2条第7項別表第1・第4類、危険物の規制に関する政令別表第3、危険物の 規制に関する規則第39条の2第3項)
船舶安全法	:引火性液体類(危険物船舶運送及び貯蔵規則第2、3条、船舶による危険物の運送基準 等を定める告示別表第1)
航空法	:引火性液体(施行規則第194条、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示別表 第1)
海洋汚染防止法	:非該当

16. その他の情報

参考資料: メーカー発行 SDS

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) GHS 分類結果

JIS Z 7252:2019

JIS Z 7253:2019

記載内容の取扱い

この安全データシートは、JIS Z 7253:2019 に沿って作成致しました。

本記載内容は、一般的取扱いに際して現時点で入手できる情報に基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。

ここに記載しましたデータ、事項等につきましては、いかなる保証、担保あるいは責任もお受けするものではありません。

危険、有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、ご使用における安全対策につきましては、貴社の責任のもと対応されることをお願い致します。